

平成24年度静岡市発達障がい者支援実態調査実施要領

第1 目的

静岡市の発達障がい者支援について、今後の支援の一層の充実強化及び支援体制の整備を目的として、発達障がいがある児童及び発達障がいがあると思われる児童（以下、「発達障がい児等」とする。）が最も利用していると想定される市内の療育等機関を対象に、「発達障害者支援体制整備事業の実施について」（平成17年7月8日付け障発第0708003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「発達障害者支援体制整備事業実施要綱」（以下「国要綱」という。）の3の（3）に基づき、個別の支援計画作成等の実施状況を含めた支援体制整備に関する調査及び調査結果に基づく評価（以下「実態調査」という。）を行う。

第2 実施主体

実態調査は、保健福祉子ども局福祉部障害者福祉課が主体となって実施する。

なお、実施に際しては、社会福祉法人恩賜財団済生会支部静岡県済生会（静岡市発達障害者支援センター運営事業受託者）の協力を得るものとする。

第3 実施対象

実態調査は、市内の療育等支援機関で、発達障がい児又は発達障がいがあると思われる児童が多く利用していると想定される、静岡市中心身障害児福祉センターいこいの家、静岡市清水うみのこセンター、幼児言語教室（市内4教室）とする。

第4 実施内容

(1) 実態調査の調査項目

次に定める項目について、調査を行う。

なお、具体的な項目については、別紙調査票のとおり。

① 基本事項

- ア 利用者数、クラス数、クラス種別、開催回数、平均利用人数等
- イ 利用者の主訴
- ウ 利用者の利用経緯について

② 「発達障がい」に関するもの

- ア 利用者における発達障がい児等の割合について（発達障がいの医師診断有無を含む）
- イ 発達障がい児等における他機関の利用状況について
- ウ 発達障がいに関する情報収集方法について

③ 支援方法に関するもの

- ア 有効・効果がある支援方法について
- イ 他機関との連携状況について
- ウ 進路先への支援の引き継ぎについて
- エ 今後の連携が必要な機関等について

- ④ 個別支援計画（サポートプラン）に関するもの
 - ア 個別支援計画（サポートプラン）の作成状況について
 - イ 使用している様式について
 - ウ 進路先への申送書提供状況について
- ⑤ 相談支援ファイル（すくすくファイル）に関するもの
 - ア すくすくファイルの活用状況及び活用方法について
 - イ すくすくファイルの活用による効果について
- ⑥ 相談支援に関するもの
 - ア 相談支援（来所相談・巡回相談）の実施状況について
 - イ 相談内容について
 - ウ 相談に対する支援の方法について
- ⑦ その他
 - ア 待機児童数または受け入れ可能人数について
 - イ 人員体制について（従事職員の職種及び人数）
 - ウ 運営に際しての課題事項について
 - エ その他、発達障がい者支援施策に関する意見・要望について

（2）利用者アンケート

実態調査と併せて、各機関における利用者アンケートを実施する。アンケート項目は次のとおりである。

- ① 利用している児童に関するもの
 - ア 児童の年齢
 - イ 児童の居住区
 - ウ 保育園・幼稚園の入園状況について
- ② 当該機関の利用に関するもの
 - ア 利用期間について
 - イ 利用経緯について
- ③ 子育てに関するもの
 - ア 「子どもの発達と成長の記録」等ファイルの作成状況について
 - イ 上記アの使用様式について
 - ウ 当該機関以外に利用している機関・施設の情報について
- ④ その他
 - ア 子育てに関する相談に関するもの
 - イ 静岡市内の既存機関・施設に対する意見・要望について
 - ウ 今後望む機関・支援に関する意見について
 - エ 行政への意見・要望について

（2）調査方法

対象機関に対し調査票を送付し、期限までに回答していただく。なお、実施主体職員と静岡市発達障害者支援センター職員とで直接訪問のうえ、実地により調査を行う。（実地調査の内容は、担当職員等からの聞き取り及び各種書類の実物の確認等により行う。）実地調査の際は、各機関の担当職員1名以上の立ち会いを求めるものとする。

利用者アンケートについては、各機関へアンケート用紙を配布することにより利用者へ協力を促し、記入後は、各機関へ設置する回収ボックスへ投函していただき、後日実施主体職員が回収するものとする。

(3) 結果分析及び評価

実施主体は、調査終了後に結果の取りまとめ及び整理を行い、その取組み状況や現状等についての分析及び評価を行う。

第5 実態調査の検証及び結果の公表

(1) 調査結果の検証

調査結果（分析及び評価した内容を含む。）については、静岡市発達障害者支援体制整備検討委員会に付議し、内容の検証を得るものとする。

(2) 調査結果の公表

委員会にて検証を受けた調査結果は、これを公表する。また、同内容は、国要綱に基づき、厚生労働大臣へ報告する。

第6 実施期間

(1) 実態調査及び実地調査 平成25年2月

(2) アンケート調査及び回収 平成25年3月上旬まで

(3) 調査結果の取りまとめ及び整理、分析並びに評価 平成25年3月中旬まで

(4) 調査結果の検証 平成25年3月中旬

(5) 調査結果の公表 平成25年4月上旬

(7) 厚生労働大臣への報告 平成25年4月上旬

第7 その他

この要領に定めのない事項については、実施主体が別に定める。